

## 事業者を支える!

# 中小企業等応援 給付金事業

売上規模が5,000万円  
以上の事業者も  
対象になりました!

新型コロナウイルス感染症などによる、原材料や燃料価格の高騰による影響が特に大きい中小企業などに対して、応援給付金を交付し、事業の継続・立て直しの取り組みを応援します!

申請期限は令和5年2月28日(火)です。お早めに申請してください。

対象 農林業または運輸業が主な収入源となっている方  
給付金額 売上規模 1,000万円未満:10万円  
売上規模 1,000万円以上5,000万円未満:20万円  
売上規模 5,000万円以上:30万円

申請方法、必要書類、申請の流れは、お問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。



町ホームページは  
こちら

お問合せ●産業経済課経済振興係 ☎76-5404

# 多古町魅力活力にぎわい 創出支援事業補助金

最大  
250万円!

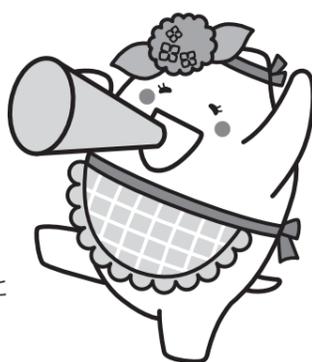
町に新たな「魅力・活力・にぎわい」を創出するため、町内で創業や事業承継をする事業者に対して、創業時などにかかる経費の一部を町が負担します。

### 対象事業者

- ・町内で新たに事業を開始する個人・法人
- ・すでに町外で事業を営んでいて、新たに町内に営業所を設置する個人・法人
- ・現在町内で営んでいる事業と異なる事業を新たに町内で開始する個人・法人
- ・事業承継し、事業開始する後継者

### 対象要件 ※すべてに該当

- ①申請年度内に創業または申請時に創業日から6カ月を経過していないこと
- ②業種が「小売業・卸売業・サービス業」その他これらに類すること
- ③町内で5年以上継続して事業を行うこと
- ④原則として、週20時間以上営業すること
- ⑤許認可が必要なものは、該当する許認可を取得していること
- ⑥多古町商工会に加入していること、または事業開始6カ月経過後に加入すること
- ⑦住所または所在地の税などに滞納がないこと
- ⑧フランチャイズチェーン方式による出店ではないこと
- ⑨対象経費の発注は原則、町内業者に発注すること



詳しくはホームページをご覧ください。



お問合せ●産業経済課経済振興係 ☎76-5404

多古町では10月25日に開催された第1回多古町議会臨時会での補正予算の可決を受け、「令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、電力・ガス・食料品などの物価高騰の影響を軽減するための事業を実施します。

## 生活を支える! 給付金事業

### 高齢者生活応援 給付金事業

コロナ禍において燃料や電気などの物価高騰の影響を受けている高齢者の生活を支援するため、65歳以上の高齢者に対して1人あたり1万円を給付します。

お問合せ●保健福祉課福祉係  
☎76-3185

### 子育て世帯生活応援 給付金事業

子育て世帯の家計における食費などの負担を軽減するため、22歳までのお子さんを養育している保護者の方へお子さん1人あたり1万円を給付します。

※19歳~22歳までのお子さんを養育(扶養)している保護者は、申請が必要です。  
詳しくは町ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら

お問合せ●子育て支援課こども係  
☎76-5412

### 介護保険サービス 事業所等支援 給付金事業

エネルギー・食料品価格が高騰する中で、安定的にサービスの提供を継続することを目的として、町内にある介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関に給付金を交付します。

お問合せ●保健福祉課介護保険係  
☎76-3185

その他、「地域医療確保事業」「地域水道確保事業」に取り組んでいきます。

